

尾瀬ハイキングガイド制作業務
公募型プロポーザル審査要領

公益財団法人尾瀬保護財団

尾瀬ハイキングガイド制作業務公募型プロポーザル審査要領

1. 目的

この要領は、尾瀬ハイキングガイド制作業務の受託者候補を選定するため、企画提案事業者の審査方法を定めるものである。

2. 審査対象者

審査は、次の事項を全て満たすものを対象に行う。

- (1) 別紙「尾瀬ハイキングガイド制作業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という）に規定するプロポーザル参加資格に該当する者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要なすべての書類を提出した者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した者

3. 審査方法

- (1) 審査は公益財団法人尾瀬保護財団職員（以下「職員」という）が行なう。
- (2) 審査にあたっては、企画提案書の内容について職員が評価した点数の合計により審査する。
- (3) 審査の結果、合計点の最も高い提案者を受託候補者として選定する。合計点の最も高い提案書が2者以上あるときは、見積額が廉価である提案者を選定する。さらに見積額も同額であった場合は、職員の投票により1者を選定する。
- (4) 企画提案者が1者のみの場合でも審査を実施する。
- (5) 受託候補者が辞退した場合、または受託候補者がその資格を喪失した場合は、次順位の応募者を受託候補者として選定する。

4. 審査基準

審査基準は、次の事項を基本とする。※【】内は審査における配点（100点満点）

- (1) 事業目的・趣旨との整合性【35点】
 - ① 登山ガイドマップとして仕様を満たしたうえで、安全性に留意しているか
 - ② 尾瀬入山者にとって魅力的な案内がなされているか
 - ③ 使用状況や携帯性を想定した適切な大きさとなっているか
- (2) 提案書の妥当性【20点】
 - ① 事業適正かつ確実に実施できるスケジュール内容であるか
 - ② 事業内容が明確に示されていて具体的なものになっているか
 - ③ 尾瀬に関する十分な知識を有しているか
- (3) 提案内容の企画性・デザイン性【35点】

- ① 尾瀬の魅力が伝わる魅力的にまとめられたデザインとなっているか
 - ② 尾瀬利用にあたり必要な情報が盛り込まれているか
 - ③ 仕様書にない事項で尾瀬入山者にとって有益な独自性のある提案がなされているか
- (4) 事業規模の経済性・妥当性【10点】
- ① 見積金額と提案内容の整合性はとれているか
 - ② 見積金額は経済的かつ妥当な金額と認められるか

5. 最低基準点

受託候補者への業務委託が、効果的なものとなるか否かの判断のため、最低基準点を設ける。

- (1) 最低基準点は、審査委員による合計点の総得点が満点の6割とする。
- (2) 最低基準点を下回る企画提案事業者については、受託候補者としない。